

東京ヴェルディサッカースクール規約



第1条 【名称および所在地】

当サッカースクールは、東京ヴェルディサッカースクール(以下本スクールという)と称し、事務局を東京都稲城市矢野口4015-1東京ヴェルディ株式会社内に置く。

第2条 【目的および指導方針】

本スクールは、サッカーの指導を通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 【入会資格】

本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同する対象学年(年齢)の者とする。入会希望者は、所定の手続きにより本スクール事務局に対して入会を申し込む。

第4条 【会費】

会員は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。月謝滞納が3ヵ月続いた場合は退会とみなすことができる。ただし、会員は退会の時期に関わらず、滞納している月謝を全額支払わなければならない。また、一旦納入した入会金、年会費および月謝等は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 【月謝支払】

毎月25日に、参加クラスに応じた所定の月謝を請求する。
会員は、本スクールで利用する「Sgrum」にクレジットカードまたはデビットカードを登録したうえで支払いを行わなければならない。振込による対応は受け付けない。なお、月の途中での入会等、各月の所定回数に満たない回数の参加であっても一切の割引を行わない。

第6条 【領収書】

本スクールでは、Sgrum内での決済によるものについて領収書の発行を行わない。

第7条 【遵守事項】

会員は、次のことを守らなければならない。

- (1)本スクール内の秩序、規則、コーチの指示。
- (2)本スクール会場近辺や、公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと。

第8条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、夏休み(7月下旬～8月)、冬休み(12月下旬～1月上旬)、春休み(3月下旬～4月上旬)は原則的に休校とする。

第9条 【入会手続き】

「入会申込書」および「ユニフォーム申込書」を提出することで入会となる。月の途中での入会も可能であるが、参加回数による月謝の割引は行わない。
なお、本スクール会員は「Sgrum (スグラム)」への登録が必須となり、登録の案内は本スクールでの書類受領後にメールにて行う。

第10条 【各種連絡事項の案内】

本スクールの中止や年度更新手続き等の重要な事項を含む各種連絡はSgrumにより行うものとする。会員自身の責任に起因する確認不足により被った損害・不利益について、本スクールは一切の補償や補填を行わない。

第11条 【ユニフォームの購入および着用】

会員は、本スクールが指定するユニフォームを購入し着用しなければならない。ただし、成人を対象としたクラス等、本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。
また、一旦納入したユニフォーム代は本スクールの責任に起因する不備等でない限り返還しない。

第12条 【曜日・会場の変更】

会員は、本スクールで登録する曜日・会場を変更する場合には、変更を希望する前月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに所定の申込フォームへ入力を行うか「曜日・会場変更届」を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第13条 【登録内容の変更】

会員は、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の変更がある場合には速やかに変更手続きを行わなければならない。変更手続きは所定の申込フォームへの入力を行うか「登録内容変更届」の提出を以て行う。

第14条 【振替】

Sgrumにより事前の手続きを行うことにより欠席分の振替を行うことができる。
ただし、定員に達している等の理由により希望通りの振替ができない場合にも一切の補償を行わない。
なお、休会中・退会后・次年度の日程への振替は不可とする。

第15条 【休会】

会員は、本スクールを休会する場合には、休会を希望する前月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに所定の申込フォームへの入力を行うか「休会届」を提出し、別途定める休会規定に従わなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、原則として次月での対応となる。休会期間中の月謝は3,000円(税込)となる。

第16条 【退会】

会員は、本スクールを退会する場合には、退会を希望する月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに所定の申込フォームへの入力を行うか「退会届」を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第17条 【閉校】

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

東京ヴェルディサッカースクール規約



第18条 【登録更新】

次年度への在籍登録は、自動更新とする。小学校を卒業の際には自動退会となる。

第19条 【負傷時の処置】

会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。なお、本スクールはスポーツ傷害保険に加入している。加入の手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。スクール中に保険事由が発生した場合には、保険申請は本スクールにて行い、保険料支払いまでの詳細な手続きについては会員と保険代理店の間で行う。

第20条 【再入会】

一度退会をし、再度入会をする場合には、退会からの経過日数により、それぞれ下記の通りの取り扱いとする。

(1) 同一年度内の再入会

- ・入会金および年会費は不要
- ・ユニフォームは必須購入分が揃っている場合には購入不要
小学生：シャツ、パンツ、ソックス、ジャージジャケット
年中および年長：シャツ
- ・再入会年度のキッズパスの再発行はなし

(2) 退会の翌年度の再入会

- ・入会金および年会費が必要
- ・ユニフォームは必須購入分が揃っている場合には購入不要。詳細は（1）を参照。

(3) 退会の翌々年度以降の再入会

- ・入会金および年会費が必要
- ・ユニフォームの購入が必要

なお、（1）および（2）の場合には各種入会キャンペーンの適用は行わない。

第21条 【除名】

本スクールは、本規約に違反した者や、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者および月謝滞納が3カ月続いた者を退会させることができる。上記の事由により退会とした者について再入会を受け付けない。

第22条 【免責】

本スクール内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切の責任を負わない。また、スクール開始前や終了後に発生した事故、盗難等についても責任を負わない。また、スクールでの忘れ物については原則として各会場へ預け、保管方法・期間等については会場の規則に従うものとする。破棄の対象となった場合でも一切の補償を行わない。なお、ヴェルディグラウンド校での忘れ物については保管期限を1カ月とする。

第21条 【スクールバス】

スクールバスについては本スクールの定める会場・時間のみ運行するものとする。乗り遅れた場合等の補償は行わない。また、乗車の際には必ず乗車証を提示し、別途定める運行規約に従わなければならない。

第22条 【個人情報の利用目的】

入会時に取得した会員の個人情報は、本スクールの運営上必要な情報および、東京ヴェルディ株式会社のサービス・商品などについてのご案内に利用する。また本スクールの卒業もしくは退会後も、東京ヴェルディ株式会社のサービス・商品などについてのご案内に利用することがある。

第23条 【付則】

本スクールは、必要に応じて随時、本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

第24条 【SNS利用について】

スクール中の写真および動画の撮影は可能とするが、本人以外の映るものについては許可なくSNSへの投稿やWEBサイトへのアップすることを原則禁止とする。また、写真・動画のない投稿についてもプライバシーに配慮し、公序良俗に反する内容の投稿をすることを禁止とする。

第25条 【発効および改定】

この規約は、2012年4月1日より発効する。2023年8月改定。

以上